

別表 2

介護予防通所リハビリテーション

利用料金等

(1) 基本料金

下記に記載されている加算項目を全て算定するものではありません。また、個人ごとの身体状況や疾患等により個々に加算させて頂く項目もあります。

加算等は1日又は1回、1月で算定するものがあります。

詳しくは支援相談員へお問い合わせください。

項 目		単位	1割負担の方	2割負担の方
加算	要支援 1	2,268	2,268 円/月	4,536 円/月
	要支援 2	4,228	4,228 円/月	8,456 円/月
	※送迎費・入浴費を包括			
	(「注」参照)			
	高齢者虐待防止未実施減算 要支援1	-1/100		
	要支援2	-1/100		
	業務継続計画未策定減算 要支援1	-1/100		
	要支援2	-1/100		
	生活行為向上リハビリテーション実施加算			
	開始日から6月以内/月	562	562 円/月	1,124 円/月
	若年性認知症利用者受入加算/月	240	240 円/月	480 円/月
	利用開始日の属する月から起算して12月超			
	要支援 1	-120	-120 円/月	-240 円/月
	要支援 2	-240	-240 円/月	-480 円/月
	退院時共同指導加算	600	600 円/回	1,200 円/回
	栄養アセスメント加算/月	50	50 円/月	100 円/月
	栄養改善加算/月	200	200 円/月	400 円/月
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	20 円/回	40 円/回
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	5 円/回	10 円/回
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	150 円/月	300 円/月
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	160 円/月	320 円/月
	一体的サービス提供加算	480	480 円/月	960 円/月
	科学的介護推進体制加算/月	40	40 円/月	80 円/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			
	要支援1	88	88 円/月	176 円/月
	要支援2	176	176 円/月	352 円/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			
	要支援1	72	72 円/月	144 円/月
	要支援2	144	144 円/月	288 円/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			
	要支援1	24	24 円/月	48 円/月
	要支援2	48	48 円/月	96 円/月
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		10.3 %	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ		11.1 %	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		10.0 %	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		10.8 %	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		8.3 %	

※3割負担の方は、1割負担の方の金額を3倍でご計算ください。

(2) その他料金

他	(「注」参照)	
	食費	520 円
	各種証明書発行/枚	1,000 円 (税別)
	おむつ代(紙パンツ・パッド・紙おむつ等) 教養娯楽費	実費

(1) 基本料金

○ 高齢者虐待防止未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、定期的を開催するとともにその結果について従業者に周知します。また、指針を整備し、従業者に対しての研修を定期開催します。上記措置を適切に実施する担当者を置きます。これらが守られない場合には減算します。

○ 業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。これらが未実施の場合には減算します。

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算

リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合であって生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されるなどの、算定要件等を満たした場合に算定します。

○ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に算定いたします。

○ 利用開始日の属する月から通算して12月を超えた期間に利用した場合

利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行った場合は減算となります。ただし、3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の見直しを行い、情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合は減算は行いません。

○ 退院時共同指導加算

病院又は診療所に入院中の方が退院するにあたり当事業所の医師又は理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する通所リハビリテーションを行った場合に1回に限り算定いたします。

○ 栄養アセスメント加算

利用者ごとに管理栄養士、看護・介護職員、相談員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じて対応します。また、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定いたします。

○ 栄養改善加算

利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成するなど、基準を満たした場合に算定します。

○ 口腔・栄養スクリーニング加算

- (Ⅰ) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定いたします。
- (Ⅱ) 利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、利用者を担当する介護支援専門員に情報を提供した場合に算定いたします。

○ 口腔機能向上加算(月2回限度/3月以内)

- (Ⅰ) 口腔衛生上の問題を有する方、摂食・嚥下機能に問題を有する方など口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる方
※3月以内に限り加算いたしますが、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能評価の結果、口腔機能が改善せず、引き続き口腔機能向上サービスを行うことが必要と認められた場合は引き続き算定いたします。
- (Ⅱ) (Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向

上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定いたします。

○ 一体的サービス提供加算

電子情報処理組織を使用する方法により、県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った当事業所が、ご利用者様に対し栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、算定いたします。

○ サービス提供体制強化加算

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を70%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置したとき(Ⅰ)を算定いたします。

なお、介護福祉士を60%以上配置したときは(Ⅱ)となり、介護福祉士50%以上配置又は常勤職員75%以上もしくは勤続7年以上の職員30%以上で(Ⅲ)となります。

区分支給限度額の算定には含みません。

○ 介護職員等処遇改善加算

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をおこない、人材確保に向けた月額賃金の改善に関する要件および職場環境等要件を満たす場合に算定いたします。

(2) その他料金

○ 食費(昼食)

短時間利用の場合、利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。今後金額が変更になることもあります。

○ おむつ代(紙パンツ・パッド・紙おむつ等)

持参された分で不足した場合や、臨時に必要な場合に購入していただきます。

○ 教養娯楽費

趣味や機能訓練の一環として利用者が希望される材料を購入された場合は実費となります。

○ 感染性廃棄物費

使用済みのおむつ類(紙パンツ・パッド・紙おむつ等)を当施設で処分する場合、事業所から排出されるものは感染性廃棄物として有料での処分となります。

現在は徴収していませんが、今後は処分代として徴収することもあります。

なお、ご家庭から排出される場合は家庭ごみとして通常処分できます。

処分をご自宅でされる場合は、汚物入れをご準備ください。

(3) 支払方法

請求書送付先住所とお名前を確認させていただきます。

毎月10日までに前月分の請求書と前々月分の領収書を発行いたします。

お支払い方法は、原則口座引き落としとなり、引き落とし日は21日および27日となります。

(4) 入浴について

短時間利用の場合、利用時間帯によっては、サービス提供ができないことがあります。